

会員規約

第1条（会員）

会員とは、本規約を承諾の上、中野私書箱センターアクア（以下「当社」という）に入会の申込みを行い、当社が認めた個人・法人をいいます。

第2条（本人確認）

契約の際は、以下の方法により、本人確認を行わせて頂きます。本人確認できない場合、契約をお断りさせていただきます。

個人のお客様 氏名・現住所・生年月日が記載された有効期限内の公的身分証
（運転免許証・保険証・パスポート等）

法人のお客様 契約担当者の公的身分証及び3ヶ月以内に発行された法人の商業登記簿謄本又は印鑑登録証明書

なお、法人格のない事業主や団体・サークルのお客様については、代表者と契約担当者双方について、個人のお客様と同様の方法により、本人確認を行うものとします。

第3条（会費・預け金・保証金）

1. 利用者は当社に対し、所定会費を定められた期日までに来店または当社指定口座宛に振込む方法で支払うものとし、支払った会費は、原則として理由の如何を問わず返金しないものとします。
2. 宅急便や書留類など受領印を要するものや転送が必要な場合、別途所定の手数料がかかります。なお、これらの受取や保管郵便物の転送を希望される場合は、事前に所定の預り金の入金が必要です。
3. ダイレクトメール（以下「DM」といいます）を基準数以上発送する場合、所定の保証金が必要です。
4. 第三者に代金引換郵便（物品）を発送する通信販売契約等の目的利用において、宛先違・受領拒否・欠陥商品等で商品が契約住所に返却された場合、所定の保証金が必要です。
5. 転送電話を契約される場合、初回3ヶ月分の契約料と所定の回線保証金が必要です。
6. 契約終了後、預り金残金や保証金は、会費等の未払金と相殺の上お返し致します。

第4条（契約期間と解約について）

1. 原則として、契約日から会費の支払済みまでの期間を契約期間としますが、次項の期日までに解約のご連絡がない場合、同条件で1ヶ月更新するものとします。
2. 解約をされる場合は、以下に定める期限までに所定の届出をして頂きます。

個人・個人ビジネス・法人契約 契約満了日の1週間前

通信販売契約 契約更新料の支払期限日の1週間前

3. 契約更新料等につき、以下の更新料支払期日までににお支払いが無い場合、当社は通知なく強制的に解約処理できるものとします。

原則：契約満了日の前日

ただし、通信販売契約等の目的利用に限り、契約満了日の1ヶ月前

第5条（届出事項の変更）

1. 会員は当社に届け出た内容（氏名・住所・メールアドレス・連絡先・契約コース等）に何らかの変更が生じた場合、直ちに当社に報告し、所定の届出をしなければならないものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより会員に生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当社に損害が生じた場合、損害賠償請求をさせて頂く可能性があります。

第6条（転貸・譲渡の禁止）

会員は当社との契約にかかる利用権を第三者に転貸・譲渡することは一切できないものとしします。

第7条（事前に承諾を要する行為）

1. 契約住所を印刷したハガキやDMを発送元や返送先として契約期間中に100通以上、送付する場合
2. インターネット上（自社サイト等）に契約住所を掲載する場合（アドレスやサイト内容等を確認させていただきます。）

第8条（受け取れないもの）

1. 通信販売契約以外での現金書留・電信為替や全ての契約で金融機関から送られる通帳・カード（当社がそう判断した場合を含む）
2. 生もの・クール宅急便・本人限定郵便・特別送達郵便・生き物・危険物・3辺の合計が140センチ以上のもの・契約受取名と別名義のものその他法律に抵触するもの及び当社がその可能性があるかと判断したもの

第9条（来店引取）

1. 営業時間内に限り、会員は会員証を持参することにより保管郵便物の引取が行えます。ただし、個人契約の場合は、契約者本人以外の来店引取を禁止致します。
2. 個人ビジネス・法人・通信販売契約の場合は、初回以降、会員証持参により契約者又は契約担当者以外の者による引取を認めず。ただし、場合により引取者の本人確認を行い、「引取書」を記入して頂きます。

第10条（転送）

1. 転送は、所定の預り金内においてのみ行います。送料の他別途当社所定の手数料がかかります。また、量により所定の箱代も生じる場合があります。
2. 基本的にヤマト運輸の宅急便を利用した転送となりますが、普通郵便等はレターパック500等での転送となります。

第11条（郵便配達物）

1. 郵便物の保管は契約期間内のみとします。契約終了日から7日以内に引取または転送の申出がない場合及び強制解約の場合は、差出人に返送するか当社で開封し処分できるものとしします。
2. 第三者（発送人）から郵便物の差止や当局から契約者の照会があった場合は、会員に了承を得ることなく当社の判断で、当該郵便物を返送・開封確認・処分できるものとしします。
3. 郵便物等の紛失や破損等について、当社は一切責任を負わないものとしします。
4. 代金引換郵便等の利用目的において、宛先違・受領拒否・欠陥商品等で商品が当社住所に返却された場合に関して、当社が指定する保管期限までに引取を行うか転送するものとし、保管期限以降は1個あたり1日1000円の保管料をお支払い頂きます。
5. 三辺の合計が100センチを超える郵便物に関しては、当社が定める手数料をお支払い頂きます。

第12条（守秘義務）

1. 当社は会員のプライバシー保護義務を負います。ただし、公的機関からの開示要請など法律上公開をする義務がある場合、当該会員の情報を開示できるものとしします。
2. 会員宛に第三者が当社を訪問した場合、当社は、会員の個人情報の開示はしま

せんが、郵便物受け取りサービス業者であることを伝えるものとします。

第13条（免責事項）

1. 当サービスの利用により、会員に当社の責に帰さない損害が生じた場合、当社は一切責任を負いません。
2. 当サービスの利用により、会員と第三者に紛争が生じた場合についても、当社は一切の責任を負いません。
3. 火災・天災・盗難等、不可抗力による損害や電話回線、電話交換機等の故障及び被害による損害についても、当社は責任を負わないものとします。

第14条（禁止事項）

1. 契約住所での住民登録、法人登記、口座開設、ヤフー等のID取得、郵便局への転居届
2. 当社の承諾を得ること無く、基準数以上のDMを発送することやネット上に契約住所を掲載する行為
3. ギャンブル・金融・マルチ商法・保証人紹介業・SNS・出会い系等のビジネスや宗教・政治思想等の活動に契約住所を利用すること
4. 詐欺・規制薬物・預貯金口座の売買等の犯罪に結びつく行為での利用や法に抵触する行為
5. 転送の場合、契約者名又は契約会社名以外への名前（宛名）に転送すること

第15条（強制解約）

次の場合は、会員の同意を得ることなく、強制解約できるものとします。

1. 会員が本規約に定める事項に違反した場合や当社が本規約の内容を遵守していないと判断した場合
2. 届出事項を偽っていたことが判明した場合
3. 公的機関から会員に対する開示要請がなされ、違法利用の疑いが生じた場合
4. 契約料の未払いや当社からの連絡が1週間以上とれなくなった場合

第16条（本規約の変更等について）

当社は会員の承諾なくして本規約・会費・サービス・営業時間の変更や移転・休業・閉鎖することができるものとします。

第17条（損害賠償）

1. 契約期間中であるか否かを問わず、会員が本規約に違反し、当社に損害を生じさせた場合、当該会員は損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 会員が契約終了後（強制解約の場合も含む）も契約住所を利用している（DM・ネット上で契約住所を使用している場合も含む）ことが発覚した場合、契約終了日の翌日から起算し、1日1万円の違約金の支払義務があるものとします。

第18条（裁判管轄）

当社と会員の間紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第19条（記録の保管）

当社が会員から取得した本人確認書類や各取引記録は、法律に基づき契約終了日より7年間保管致します。